

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組 FAX ニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からもダウンロードできます	2020 年 10 月 16 日 (金) No. 373 (20-11)

# 故中曽根康弘氏葬儀への「弔意表明」通知に嚴重に抗議し、弔旗掲揚や黙とうの強制などを行わないことを求めます。

文科省は、10月13日、故中曽根康弘氏の内閣・自由民主党合同葬儀の行われる10月17日の弔意表明について、都道府県教育委員会に対し、10月2日付の内閣官房長官からの通知を「参考までにお知らせする」とするとともに、市区町村教育委員会に「参考周知」するよう依頼しました。弔意表明の具体的な内容として10月2日に閣議了解された弔旗の掲揚と一定の時刻の黙とうが示されています。

一政党がとりおこなう葬儀について学校などに弔意を表明するように求めることは、教育基本法第14条が禁止する特定の政党を支持する活動にあたり、教育基本法第16条に明記された「不当な支配」にあたります。また、弔意表明を強制することは憲法第19条の思想・信条の自由に抵触し、個人の内心を統制することにはかならず到底容認することは出来ません。

さらに、故中曽根氏の葬儀に今年度予算の予備費から1億円近くが投じられることが閣議決定されています。コロナ禍のなか、暮らしに困難を抱えている国民の感情とはまったく相いれない税金の使い方です。

高教組は10月15日に高校教育課に対して、学校に通知を行わないことを求めましたが、16日午前に「総務省から県知事、市町村長あてにも同様の通知が発せられていることから、教育政策課から各学校に文書を送ることになる」と回答がありました。同時に「各学校から問い合わせがあれば、強制するものではないこと、事後に調査を行うことはないことは丁寧に説明する」との説明をしました。都道府県教委の中でも対応が分かれており、大阪府教育委員会は「教育基本法14条に抵触する恐れがあり通知を送付しない」と決定をしました。(朝日新聞10/16)

政権発足後1か月に満たない間に、菅政権は日本学術会議問題で明らかになった学問の自由の侵害、そして今回の弔意表明の強制など、個人の思想や内心に介入し、これを統制しようという非常に危険な姿勢をあらわにしています。

教育政策課に対しては引き続き文書を発出しないよう求めています。各学校においても学校長に対して不当な圧力に屈することなく憲法、教育基本法に基づいた対応を学校長に求めていく必要があります。もし、学校で弔旗掲揚等がおこなわれるならば、週休日である土曜日に弔旗掲揚等をするために出勤を命じられる教職員がいることも、きわめて重大な問題となることは必至です。

**緊急ではありますが、各分会では学校長に対して弔意の表明等を行わないように申し入れるなどの取り組みをお願いします。**